

南あわじ市議会基本条例検証結果

(令和2年11月19日)

【評価結果】

- A: 十分達成された(7点~11点)
- B: 概ね達成された(12点~16点)
- C: 今後努力を要する(17点~21点)

【評価後の取組】

- 1: 現行... 条文に従いこれまで通り取組む
- 2: 検討... 達成に向けて今後の取組を検討する
- 3: 改正... 条文の改正を検討する

章・条	条 文	評 価 意 見	評 価 結 果	評 価 後 の 取 組	取 組 内 容
第1章 第1条	総則 (目的) この条例は、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにするとともに、議会運営に関する基本事項を定め実践することにより、市民の負託に応え、もって市政の情報公開と市民参加を基本とした、市民が安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的とする。	・今後まだまだ課題が発生してくるだろう。 ・全体として十分に達成されたと評価はできない。 ・政策提案が深まらない。 ・課題として、合併15年が経過したが、地域間格差がみられる。	B (16点)	1: 現行	
第2章 第2条	議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 1 議会は民意を代表する合議制機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。		B (15点)	1: 現行	
	(1) 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すものとする。	・市民の関心度が低い。	B (14点)	1: 現行	・現在、本会議、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会はYouTubeで生中継されており、現行の取り組みを続ける。
	(2) 議会は、議決責任を深く認識し市政の意思決定を行うとともに、市民に対し議会の議決等について、その経緯、理由等を説明するものとする。	・議決結果を広報等で掲載し、議員の賛否の態度を市民に認識してもらうことができている。	B (16点)	1: 現行	
	(3) 議会は、市民本位の立場で市長等の市政運営が適切に行われているかを監視し、評価するものとする。		B (13点)	1: 現行	
	(4) 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。	・政策立案、提言は今後の課題。 ・一般質問等で、議員個人からの提案により執行部が今後の検討課題として取り上げることはある。ただ、議会全体としての政策立案等は未だできていないと感じている。	C (18点)	2: 検討	・積極的に市民の意見を聞く機会を設ける。
	2 議会は、市民の傍聴及び視聴の意欲が高まる議会運営に努めるものとする。	・平成24年度の本会議傍聴者数は84人/年であったが、昨年度は125人/年と増加している。主な要因として自治会や老人会からの傍聴者が多かったことが考えられる。これらは議会として傍聴・視聴の意欲が高まる議会運営に努めていると言え、今後も継続していく必要があると考える。 ・広報や家庭用防災無線で傍聴等の呼びかけを行っている。また、ネットで本会議や委員会の配信を行っている。傍聴者が増える方法も今後とも考えていく必要はある。	B (16点)	1: 現行	・議会広報広聴常任委員会にて行っている家庭用防災無線での呼びかけなどの傍聴者を増やすための取り組みを今後も継続していく。
第3条	(議員の活動原則) 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。		B (14点)	1: 現行	
	(1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。	・執行部の説明に対する質疑に終始しており、委員間討議になっていない。	C (17点)	1: 現行	・南あわじ市議会基本条例運用基準において、「本会議における議員間討議は、当分の間実施しない」と定められている。
	(2) 議員は、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとする。	・常に自己啓発を行う姿勢が必要である。	B (14点)	1: 現行	
	(3) 議員は、一部地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。		B (13点)	1: 現行	
第4条	(議会改革の推進) 1 議会は議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。	・平成24年の基本条例制定以降も、議員定数削減、子ども議会の開催、タブレット活用試験運用、BCP策定等、不断の改革に取り組んできたといえる。 ・委員会における説明員の入替について等、十分に議論ができていない。 ・新しく議会運営委員会のメンバーが決定したときに、それぞれの会派から議会改革に関する課題等をもう少し時間をかけて検討すべきではないか。	A (11点)	1: 現行	
	2 議会は前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置することができる。	・今まで議会改革検討委員会を設置したことはないが、今後は検討委員会設置も踏まえた議会改革の在り方を検証する必要があると考える。 ・議会基本条例の見直しについては、議会運営委員会で検討することになっているので、これからは毎年議会運営委員会で見直しをすればよい。	C (17点)	1: 現行	・必要な場合は設置することとする。

章・条	条 文	評 価 意 見	評 価 結 果	評 価 後 の 取 組	取 組 内 容
第5条	(会派) 1 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。		A (10点)	1: 現行	
	2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。		B (13点)	1: 現行	
	3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関して必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	・会派代表者会議の内容が、会派構成の変更・異動・申し合せ事項の改正・確認が中心となっており、立案や提言につながる合意形成に努めているといえず、今後検証を行う必要性があると考えられる。 ・会派間の調整ができていない。	B (16点)	2: 検討	
第3章 第6条	市民と議会の関係 (市民参加及び市民との連携) 1 議会は、本会議のほかすべての会議を原則公開とする。	・本会議、委員会のYouTubeでの生放送、会議録の公開、一般質問のケーブルテレビでの放送等、原則公開について先進的に取り組んでいるといえる。 ・すべての会議において原則公開すべきである。 ・議会運営委員会、議員協議会を公開にすべきかは課題があるため、今後の検討が必要と考えられる。	B (13点)	2: 検討	・議員協議会、会派代表者会議について、公開すべきかどうか検討していく。
	2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民等の専門的、政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	・委員会での請願審査の際に請願者を参考人として招致しているが、公聴会制度の実績はなく、条文の内容を達成しているとは言えない。	B (13点)	1: 現行	
	3 議会は、請願及び陳情を市民等による政策提案と位置づけ、その審議においては、これら提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	・陳情に対しても請願と同様に扱うかどうかの検証も必要。 ・現状ではよくできていると思う。	B (14点)	2: 検討	・市民からの陳情については、請願と同等に扱うべきかどうか検討する。
第7条	(議会広報広聴の充実) 1 議会は、議会広報紙等により市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等の把握に努めるものとする。	・各種団体との意見交換も行われているが、もう少し活発化できないだろうか。	A (10点)	1: 現行	
	2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。	・YouTubeでの生中継、まちいろサイトへの登録、議会だよりに一般質問動画のQRコードの掲載等、多様な媒体を活用し、議会広報広聴活動に努めていると言える。 ・子ども議会の開催など、子ども達への議会への関心をはかっている。	B (14点)	1: 現行	・今後も活用できるものは工夫して活用できるように努める。
	3 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報紙で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。	・議会だよりやホームページにおいて各議員の一般質問や賛否も掲載している。	B (12点)	1: 現行	
	4 議会は、市民に議会の活動を報告するとともに、市政全般にわたって、市民と情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。	・平成22年度以降、毎年議会報告会を開催している点を評価。ただし、参加者や開催日数が年々減少している点については今後検証を行う必要性がある。 ・議会報告会の開催回数や時期及び開催形式等、検討する必要があると思う。	B (14点)	2: 検討	・議会広報広聴常任委員会で開催方法について検討する。
第4章 第8条	議会と行政の関係 (議会及び議員と市長等の関係) 議会審議における議員と市長等及びその補助職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張ある関係を保持することに努めなければならない。		B (14点)	1: 現行	
	(1) 本会議における質疑及び質問は、一問一答の方式で行い、広く市政上の論点及び争点を明確にするように努めるものとする。		A (11点)	1: 現行	
	(2) 本会議及び委員会において、市長等及びその補助職員は議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。	・基本条例制定以降、反問権の行使を宣言して行った発言はなく「両者が馴れ合うことなく積極的な政策議論を行うこと」という点を踏まえると執行部の研修を行うなど反問権の活用について今後検証を行う必要がある。	B (13点)	1: 現行	
第9条	(政策等の形成過程の説明) 1 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。		B (14点)	1: 現行	
	(1) 政策等を必要とする背景		B (14点)	1: 現行	
	(2) 提案に至るまでの経緯		B (13点)	1: 現行	
	(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討		B (15点)	1: 現行	
	(4) 市民参加の実施の有無とその内容		B (15点)	1: 現行	

章・条	条 文	評 価 意 見	評 価 結 果	評 価 後 の 取 組	取 組 内 容
	(5) 市総合計画との整合性		B (12点)	1: 現行	
	(6) 財源措置		B (13点)	1: 現行	
	(7) 将来にわたる効果及び費用		B (16点)	2: 検討	・維持管理費を示してもらうことにより、審査を深めることができる。
	2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	・検証不足である。	C (17点)	2: 検討	・議会が検証すべきとした事業について、報告書を出してもらうなど、議会で検証していく必要がある。
第10条	(予算及び決算の審議における政策説明) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。		B (12点)	1: 現行	
第11条	(議決事件の追加) 1 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、南あわじ市議会の議決すべき事件に関する条例に定める。 2 議会は、前項に掲げるもののほか、市政の各分野における基本的な計画の制定、連携及び協定の締結に当たって必要があると認めるときは、議決事件の拡大について市長等と協議するものとする。		B (15点)	1: 現行	
		・平成29年に執行部と協議の上、条例改正を行っている点を評価。	B (16点)	1: 現行	
第12条	(執行機関委員への委員の就任) 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法律で定められた執行機関の附属機関の委員以外には就任しないものとする。		A (11点)	1: 現行	
第5章 第13条	(委員会活動の強化) 1 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、専門性及び特性を活かした運営により機動力の向上を図るものとする。 2 委員会は、審査又は調査に当たっては、委員相互の討議を尽くし合意形成に努めるとともに、市民に対し積極的に情報公開を行い、分かりやすい議論を行うものとする。	・管内調査の機会を増やすことが必要である。	B (15点)	1: 現行	
		・委員会での討議の活発化について検証を行う必要がある。	B (16点)	1: 現行	・委員会では討議の場を設けている。
第6章 第14条	政務活動費 (政務活動費の執行及び公開) 1 会派は、南あわじ市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき交付される政務活動費を有効かつ適正に使用しなければならない。 2 議長は、会派から提出された政務活動費に関する収支報告書及び調査研究その他の活動の成果報告を公開し、その用途の透明性を確保するものとする。	・政務活動費の手引きを社会経済情勢の変化に合わせ、定期的に改正している点を評価。	A (9点)	1: 現行	
		・ホームページや議会だよりにおいて、毎年公開していることに加えて、平成30年度からホームページにて領収書を公開するなど透明性の確保に努めていることを評価。	A (8点)	1: 現行	
第7章 第15条	(議員研修等の充実強化) 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力並びに資質の向上を図るため、議員の研修及び調査研究の充実強化に努めるものとする。	・委員会における視察研修費用は、淡路3市と比較しても十分に確保されている。会派による視察研修も行われている。ただ、視察研修で調査した内容を、個人では一般質問等に活用しているが、委員会として政策提言等にまで活かされているかは検討の余地がある。研修については達成されていると思う。	B (13点)	1: 現行	
第16条	(調査機関の設置) 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置するものとする。	・毎年予算も計上されているが、条例制定以降1度も実績は無く今後検証を行う必要性があると考ええる。	C (21点)	1: 現行	・政治倫理条例の改正の際には、委員会に弁護士を招致し、専門的知見を活用した。今後も、必要に応じ、積極的に活用していく。
第17条	(議会事務局の体制整備) 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化に努めるものとする。	・職員在籍歴を調べると平成17年～令和元年度にかけて平均年数は3.6年(最長13年、最短1年)と執行部における通常平均年数と変わらず、解説にある「一定期間在職するよう配慮する」という点において今後検証を行う必要があると考ええる。	B (13点)	1: 現行	
第18条	(議会図書室の充実) 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の図書、資料等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。	・近年、議会図書室の利用率が低い。主な原因としてインターネット検索機能の充実など資料の入手が図書室以外でもできることがあると言える。今後、議会においてタブレットの導入など情報入手の方法が多様化する中で、議会図書室の充実について、ICT化も踏まえた検証が必要と考ええる。 ・有効に活用されていない。	C (18点)	2: 検討	・今後、ペーパーレス会議が導入された際は、電子書籍などの図書も活用できるよう検討する。

章・条	条文	評価意見	評価結果	評価後の取組	取組内容
第19条	(予算の確保) 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。		B (13点)	1: 現行	
第8章 第20条	議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理) 1 議員の政治倫理に関しては南あわじ市議会議員政治倫理条例に定める。	・平成29年度に政治倫理条例に関する調査特別委員会を設置し、規則改正している点を評価。	A (8点)	1: 現行	
	2 議員は、市民全体の代表者として負託を受けた責務を正しく認識し、高い倫理性をもってその使命の達成に努めなければならない。	・平成29年政治倫理条例特別調査委員会を設置、規則改正している点を評価。	A (10点)	1: 現行	
第21条	(議員定数) 1 議員定数は、南あわじ市議会議員定数条例に定める。		A (10点)	1: 現行	
	2 前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。	・今後、市民から定数に関する要望があったときは、第16条に掲げた理念に従い、学識経験者等の意見も参考にしているかどうかを考える。	B (15点)	1: 現行	
	3 第1項の条例の改正に当たっては、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、明確な改正理由を付して議員又は委員会が提案するものとする。		B (15点)	1: 現行	
第22条	(議員報酬) 1 議員報酬は、南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定める。		B (13点)	1: 現行	
	2 前条第2項及び第3項の規定は前項の条例を改正する場合に準用する。	・議会独自で公募による審議会を検討すればよいのではないかと。 ・令和元年に報酬審議会で検討していただいた。任期の4年間に一度は審議会で検討してもらってもよいのではないかと。	C (18点)	2: 検討	
第9章 第23条	補則 (他の条例との関係) この条例は議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例(以下「議会関係条例」という。)等の制定又は改廃に当たってはこの条例との整合を図るものとする。		B (12点)	1: 現行	
第24条	(制度の検証等) 1 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。	・今後の課題となっている。 ・評価の方法について、1、2と3の間の評価の開きが大きい。 ・平成24年に議会基本条例が制定されてから初めて検討することになった。2年に一度など、定期的に検討してはどうか。	B (15点)	1: 現行	
	2 議会は、前項の検証の結果、制度の改善が必要と認められる場合は、この条例及び関係する条例等の改正を含め、適切な措置を講じるものとする。		B (14点)	1: 現行	
	3 議会は、この条例を改正するに当たっては、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		B (14点)	1: 現行	